

政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9784144284417
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0472587356694
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9637279649744
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999989234
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.942533341042
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999968931
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

富山県告示第111号

県道の路線名の変更について

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 変更の内容

整理番号	現路線名	変更後路線名
364	下垣内前沢線	若栗前沢線

2 変更期日

平成31年4月1日

富山県告示第112号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第

1 項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

射水市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・115号 駅前線

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

平成27年2月23日から平成34年3月31日まで

富山県告示第113号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営出島地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営出島地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年3月15日から

平成31年4月15日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第114号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営福山地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営福山地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年3月15日から

平成31年4月15日まで

3 縦覧の場所

砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第115号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浜黒崎地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営浜黒崎地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年3月15日から
平成31年4月15日まで
- 3 縦覧の場所
富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第116号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大滝地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営大滝地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年3月15日から
平成31年4月15日まで
- 3 縦覧の場所
高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第117号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営川西地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営川西地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年3月15日から
平成31年4月15日まで
- 3 縦覧の場所
南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌

日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第118号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）第18条第 3 項の規定により公告する。

平成31年 3 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

	道路 番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
				始点の地名地番	終点の地名地番	
変更前の道路	1	4.38～ 4.40	52.37	黒部市生地神区212 番 7	黒部市生地神区212 番 4	昭和51年 1月17日
変更後の道路	1	4.42～ 4.45	45.56	黒部市生地神区212 番 7	黒部市生地神区212 番 4	平成31年 2月 8 日

富山県告示第119号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成31年3月15日

富山県知事 石井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	73.25	黒部市前沢字堂田西2328番	黒部市前沢字堂田西2328番	平成31年1月4日
2	6.00	60.10	下新川郡入善町入膳字上踊場2916番10	下新川郡入善町入膳字上踊場2913番2	平成31年1月16日
3	6.00	75.30	黒部市三日市字桜2784番4	黒部市三日市字桜2782番	平成31年1月17日
4	6.00	46.39	黒部市三日市字桜2708番	黒部市三日市字桜2708番	平成31年1月17日
5	6.00～ 8.00	33.51	滑川市上小泉字行田314番4	滑川市上小泉字下砂田306番1	平成31年2月1日
6	6.00～ 7.00	89.32	滑川市上小泉字下砂田306番3	滑川市上小泉字下砂田303番	平成31年2月1日
7	5.40	34.50	滑川市下島172番2地先	滑川市下島173番2	平成31年2月6日
8	6.00	30.35	魚津市弥野字欠ノ上324番1	魚津市弥源寺字日入146番1	平成31年2月25日
9	6.00	34.25	魚津市弥源寺字日入145番	魚津市弥野字欠ノ上321番	平成31年2月25日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非

営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成31年2月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸
- 3 代表者の氏名
岡野 絹枝
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市高田527番地（情報ビル5階）
- 5 定款に記載された目的

この法人は、北陸地域に居住する社会人が、生涯現役を目指し、より良く生きるために、仲間と出会い、学び合い、問題解決することのできる人的ネットワークを提供し、北陸地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成31年3月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とやま空き家・空地対策協会
- 3 代表者の氏名

小紙 司

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市萩原412番地1 萩原事務所B102

5 定款に記載された目的

この法人は、空き家・空地の所有者や、今後空き家・空地になる可能性が高い住宅の所有者及び、地域の安全対策や防災対策・地域振興などに懸念を示している行政機関、地域自治会、町内会、市民団体などに対し、各分野のプロフェッショナルなど実務家を集め、その集積した知恵の中から解決策を導いていくことにより、空き家・空地等の有効利用、危険家屋の安全対策を図っていく事業等を行い、まちなかの空き家・空地資源を活かし、安心して暮らせる活気あるまちづくりの推進と安全な地域環境の実現を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

正 誤

平成30年9月3日付け号外富山県告示第 381号「定置漁業及び区画漁業の免許について」表中

頁	行	誤	正
2	2	大愛富美子	代表者 大愛富美子
5	20	園喜己雄	代表者 園喜己雄

